

議案第54号

逗子市市税条例の一部改正について

逗子市市税条例の一部を次のように改正する。

令和2年9月3日提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市市税条例の一部を改正する条例

逗子市市税条例（昭和49年逗子市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第20条の4の次に次の1条を加える。

（現所有者の申告）

第20条の5 市長は、固定資産税の賦課徴収に関し必要があると認めるときは、法第384条の3に規定する現所有者に、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を提出させることができる。

- (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称及び次号に規定する個人との関係
- (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名
- (3) 土地にあつては、その所在及び地番
- (4) 家屋にあつては、その所在及び家屋番号
- (5) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要があると認める事項

第38条第1項第2号中「、第20条第1項」の次に「、第20条の5」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）の施行に伴い、固定資産を現に所有している者の申告について規定するに当たり、改正の要あるため提案する。